

協力金（第9弾）の早期支給に関するよくあるご質問

令和4年1月28日

【早期支給について】

Q1. 早期支給とはどのようなものですか？

A. 岐阜県が行った営業時間短縮等の要請にご協力いただける飲食店等（※）に対して、要請期間終了後に受付を開始する「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第9弾）」の一部を先行して支給するものです。

※県内全域（42市町村）：

令和4年1月21日（金）から2月13日（日）の間はまん延防止等重点措置区域に指定されました。

Q2. どのような事業者が早期支給を受けることができますか？

A. 次の4つの要件を全て満たす事業者が早期支給の対象です。

①岐阜県内に対象施設を有する中小事業者（中小企業及び個人事業者）

②対象施設が令和4年1月21日（金）から2月13日（日）までの全期間、県の要請に全面的に協力いただく対象区域内の飲食店等（食品衛生法の「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けていること）

※猶予期間（令和4年1月22日（土）・23日（日））中に要請に応じていただいた場合も可

③岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の第5弾以降、1回以上受給実績がある店舗を運営する事業者

④本申請を売上高方式で必ず申請する事業者

Q3. 猶予期間中に要請に応じた場合は、早期支給額はいくらですか？

A. 要請開始日から要請に応じていただいた場合のほか、猶予期間中に要請に応じていただいた場合も、早期支給額は1店舗あたり36万円です。

ただし、協力金（第9弾）は要請に応じていただいた日数により支給します。1月22日（土）から要請に応じていただいた場合は23日分、1月23日（日）から要請に応じていただいた場合は22日分の支給となり、それぞれ協力金（第9弾）本申請において早期支給額（36万円）を控除した金額を支給します。

Q 4. 「Q 2のA④」で、早期支給の対象要件として、「売上高方式」で申請する事業者とありますが、「売上高減少方式」を採用する中小企業や個人事業主も申請できますか？

A. いいえ。早期支給は、「売上高方式」を選択する中小企業や個人事業主が対象ですので、「売上高減少額方式」を採用する中小企業や個人事業主は申請できません。

Q 5. 大企業は早期支給を申請できますか？

A. 大企業は「売上高方式」を選択できないため、申請できません。

Q 6. 協力金（第9弾）の申請にあたり、早期支給は必ず申請しなければいけませんか？

A. いいえ。

協力金（第9弾）の本申請にあたり、早期支給の申請は必須ではありません。早期支給の申請を行わず、要請期間終了後に協力金（第9弾）の本申請を行っていただくことも可能です。

Q 7. 協力金（第9弾）の申請にあたり、早期支給を申請しなければ、後日、その期間の協力金を受給できないのですか？

A. いいえ。

早期支給の申請を行わず、要請期間終了後に協力金（第9弾）の本申請を行っていただき、審査が通れば、早期支給分の期間の給付金も合わせて受給することができます。

Q 8. 早期支給を申請しそびれた場合、協力金（第9弾）の通常の申請（本申請）を行うことはできますか？

A. 可能です。

早期支給の申請を行わず、要請期間終了後に協力金（第9弾）の本申請を行っていただき、審査が通れば、早期支給分の期間の給付金も合わせて受給することができます。

Q 9. 早期支給を申請すれば、協力金（第9弾）の申請手続きは終了しますか？

A. 早期支給は、協力金（第9弾）の一部を先払いするものです。残りの金額は、要請期間終了後に行っていただく本申請の審査後に支給しますので、必ず本申請を行ってください。

Q 1 0. 第 8 弾までは協力金の支給を受けておらず、第 9 弾で初めて協力金を申請します。早期支給の申請は可能ですか？

- A. 第 9 弾で初めて協力金を申請する場合は、早期支給の申請はできません。
協力金（第 9 弾）の早期支給は、第 5 弾から第 8 弾までの協力金において、1 回以上受給実績のある店舗が要件となっています。
したがって、第 9 弾で初めて協力金を申請される場合は、要請期間終了後の本申請において申請してください。

Q 1 1. 協力金（第 8 弾まで）の申請時より後に、経営する店舗数が増えましたが、その分も早期支給の申請は可能ですか？

- A. 協力金（第 9 弾）の早期支給の対象となるのは、第 5 弾から第 8 弾までの協力金において、1 回以上受給実績のある店舗です。したがって、協力金（第 8 弾）より後に経営する店舗数が増えた場合は、その店舗については早期支給の申請はできません。

Q 1 2. 誓約書は自作のものでもよいですか？

- A. いいえ。
必ず「様式 2」をご利用ください。

Q 1 3. 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？

- A. 金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が記載されているページをコピーいただき、提出してください。
なお、協力金（第 5 弾以降）を申請された方で、振込先に変更がない場合は、様式 1 「4 振込先」における金融機関名等の記入、通帳の写しの添付を省略することが可能です。

Q 1 4. これまでに申請した協力金でまだ支給されていない協力金がある場合は、今回の早期支給に併せて支給されますか？

- A. 今回の早期支給は、コロナ禍において酒類提供自粛により厳しい状況にある飲食店等の皆さまに少しでも早く支給するため、これまでの協力金の審査とは切り離して支給するものです。
そのため、これまでに申請いただいた協力金で未支給のものがある場合は、それらよりも早く支給される場合があります。

【協力金の支給対象店舗について】

Q15. 飲食店を営業しており、要請前の営業時間は10時～19時です。この場合、要請内容は何か？また、協力金の支給対象となりますか？

A. 要請内容及び協力金の支給対象の可否は、酒類を提供していたか否かにより次のとおりです。

①酒類を提供していた場合

酒類提供は終日停止していただくようお願いします。

なお、協力金の支給対象となりません。

②酒類を提供していなかった場合

要請事項はありません。協力金の支給対象となりません。

Q16. 飲食店を営業しており、要請前の営業時間は10時～22時です。この場合、要請内容は何か？また、協力金の支給対象となりますか？

A. 要請内容及び協力金の支給対象の可否は、酒類を提供していたか否かにより次のとおりです。

①酒類を提供していた場合

20時までの時短営業とした上で、酒類提供は終日停止していただくようお願いします。

対象期間の全てにおいて要請を守っていた場合は、協力金の支給対象となります。

②酒類を提供していなかった場合

20時までの時短営業とした上で、酒類提供は終日停止していただくようお願いします。

対象期間の全てにおいて要請を守っていただいた場合は、協力金の支給対象となります。